

財務省告示第七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十九年十二月二十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第九十

二 発行の根拠 九回）

三 法律及びそ 特別会計に関する法律（平成十

四 九条第一項、第四十七条及び附則

五 第七十六条第一項

六 社債等の振替に関する法律（平

七 成十三年法律第七十五号。以下

八 振替法」という。）の規定の適

九 用を受けるものとし、その振替

十 機関は日本銀行とする。

十一 価格を競争に付して行われる入

十二 札（以下「価格競争入札」とい

十三 う。）による発行（以下「価格競

十四 争入札発行」という。）及び価格

十五 競争入札と同時に行われる入札

十六 であつて、財務大臣が行われる入

十七 場特別参加者ごとに応募限度額

十八 を定めるものによる発行（以下

十九 「国債市場特別参加者・第

二十 価格競争入札発行」という。）

二十一 非

五 募入決定の

イ 方

入札発行競争

各申込みのうち応募額を順次割り





十四 初期利子

座に記載又は記録されるもの  
に、前記(一)の算式による  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である者が非  
者又は外国法人である場合に  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

$$\frac{\text{償還金額} \times 21}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

償還金額  
償還金額  
元利支  
払場所  
入札参加  
者

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を、その日以前六月間に属す  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。  
平成三十九年十二月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

二十

弘  
込  
期  
日

平  
成  
十  
九  
年  
十  
二  
月  
二  
十  
五  
日